

## 【2021 年第 10 号】

# 深圳前海・横琴における最新改革開放政策

2021 年 10 月 12 日

區 雅晴 CARRIE AU

アジア法人営業統括部  
アドバイザー室

T +852-2823-6091

E CARRIE\_NC\_AU@HK.MUFG.JP

株式会社 三菱 UFJ 銀行  
MUFG Bank, Ltd.  
(Incorporated in Japan with limited liability)  
A member of MUFG, a global financial group

2021 年 9 月 5 日と 6 日、中国共産党中央委員会及び国務院は「横琴広東・マカオ深度協力区建設総体方案」(以下『横琴方案』)と「全面深化前海・香港現代サービス業協力区改革開放方案」(以下『前海方案』)を公表した。この 2 つの方案では、横琴広東・マカオおよび前海深圳・香港それぞれ両地域の協力関係をより一層深化させ、高水準の革新開放体制を構築し、国際競争力を向上させると同時に、国家戦略発展へ統合する目的が示されている。本稿では、「前海方案」と「横琴方案」の内容について簡単に紹介したい。

## 1. 背景

前海香港現代サービス業協力区(以下「前海協力区」)は 2010 年に立ち上げられ、「香港に寄り添い、中国本土へサービスを提供し、世界に目を向ける」という方針が掲げられてきた。それ以来、GBA<sup>1</sup>建設を推進し、深圳における中国の特色ある社会主義先行モデル区建設を支持し、香港市民における中国への帰属意識を強めることに重要な役割を担っている。今回の「前海方案」では前海協力区の役割をより一層強化し、革新開放において牽引する原動力となる内容が盛り込まれている。

横琴は 2009 年に一国二制度の枠組みのもと、広東省・マカオ・香港間の緊密な協力発展の模範区として珠海経済特区に編入された。インフラ建設や対外開放のレベルの向上に力を注いできたが、横琴の経済・産業は依然発展途上であり、マカオへの経済貢献も不十分で両地域の一体化発展の強化が必要とされた。今回の「横琴方案」に至って、横琴広東・マカオ深度協力区(以下「横琴協力区」)の新設が決定された。

「前海方案」と「横琴方案」はともに、広東省・香港・マカオの協力関係を強化させ、深化改革と対外開放において先行的モデルとなることを目的としているが、両方案の政策は異なる方向性を持っている。前者は現代サービス業における前海と香港の産業の協同、規制面の相互接続による世界一流のビジネス環境を整備することに重点を置き、後者は横琴島を重要なプラットフォームとしてマカオの多元化発展の達成を目指している。以下では、二方案の概要を比較した上で、重点となる政策内容を整理したい。

<sup>1</sup> GBA(グレーターベイエリア)とは、広東省珠江デルタ地域所在の 9 つの都市(深圳、東莞、惠州、広州、肇慶、仏山、中山、珠海、江門)と、香港及びマカオ特別行政区から構成される都市圏である。

## 2. 「前海方案」と「横琴方案」の主な内容

【図表 1】「前海方案」と「横琴方案」の比較

| 項目   | 前海方案  | 横琴方案   |
|------|---|--|
| 発展目標 | <ul style="list-style-type: none"> <li>2025年までに開放型経済体制を整備し、グローバル競争力を備えたビジネス環境を初歩的に作り上げ、ハイエンド要素を集積して波及効果が強い現代サービス業を発展、GBA 発展に重要な牽引役となる</li> <li>2035年までに高水準の対外開放体制を強化し、ビジネス環境を世界一流の水準に到達、香港・マカオ産業との共同連携による質の高い発展を果たして革新経験を広く普及させる</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>2024年までに広東省政府とマカオ政府の共同運営・管理・収益享受体制を整備し、公共サービス・社会保障制度における統合を推進し、横琴とマカオの一体化体制を構築</li> <li>2029年までに協力区とマカオ経済とのマッチングを全面的に確立し、一体化発展のレベルを向上させ、マカオ経済の多元化を図る</li> <li>2035年までに協力区における経済・科学技術の競争力を大幅に上昇、横琴とマカオの一体化発展体制を最適化、マカオ経済の多様化を実現</li> </ul> |
| 実施範囲 | <ul style="list-style-type: none"> <li>前海協力区の面積を従来の 14.92km<sup>2</sup> から 8 倍以上の 120.56km<sup>2</sup> に拡大（広東自由貿易試験区蛇口区を含む）</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>横琴協力区は横琴の「一線」と「二線」<sup>2</sup>の間の税関監督エリアに設置、面積は約 106km<sup>2</sup></li> <li>マカオ大学横琴キャンパスと横琴出入境検問所マカオ管轄区の管理権限は全国人民代表大会常務委員会よりマカオ政府に委譲され、マカオの制度と規定が適用される</li> </ul>   |
| 管理体制 | <ul style="list-style-type: none"> <li>GBA 建設指導チームの仕切りのもと、広東省政府と深圳市政府がプロジェクトを管理・推進</li> <li>国家発展改革委員会よりプロジェクトを協調・評価</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>協力区の地域は広東省による直接管理に昇格</li> <li>GBA 建設指導チームの仕切りのもと、広東省政府とマカオ政府による共同開発管理委員会を設置し、ダブルチーフ制で広東省省長とマカオ行政長官がトップに着任</li> <li>マカオより開発執行委員会の主要責任者を任命</li> <li>共同で投資収益を享受する制度を構築し、協力区へマカオ企業誘致や就職拡大等実体経済分野に助成金を支給する</li> </ul>                          |

【図表 2】「前海方案」の内容

| 分野        | 概要(抜粋)  |
|-----------|---|
| 現代サービス業推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>現代サービス業において国際レベルを満たす標準体制を構築し、標準化パイロット政策を展開</li> <li>連動による国際貿易港を建設し、空・陸・海一体となった複合一貫輸送を実施</li> <li>サービス実体経済を目指した金融業態を促進</li> <li>グリーン・スマートサプライチェーンを発展</li> <li>前海湾保税港区の最適化発展に基づき、オフショア貿易を規範しながら発展させる</li> <li>国際船舶登録と関連制度の改革を研究</li> </ul>               |
| 科学技術の革新   | <ul style="list-style-type: none"> <li>AI、ヘルスケア、フィンテック、スマートシティ、IoT、新エネルギー、新材料、海洋科技に注力</li> <li>広東省・香港・マカオ共同での新型研究施設開発を支援し、イノベーション協同管理制度を整備</li> <li>ハイエンド人材基地を建設し、グローバル人材向けのサービス、スタートアップファンド、インキュベーターなどを充実させる</li> <li>イノベーション発展に有利な法制度や国際経済貿易規則の制定を検討</li> <li>知財創造保護運用のエコシステムを構築</li> </ul> |

<sup>2</sup> 横琴島とマカオの間のボーダーは「一線」による貨物の通関管理を簡素化させ、横琴島と本土との間のボーダーは「二線」による人の往来を制限しないものの、貨物の通行は輸出品とみなされる。

|                    |  |
|--------------------|--|
| <b>ビジネス環境最適化</b>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 深圳経済特区の立法権を活用し、投資者保護条例、外資・民間企業権利保護体制等の制定を研究</li> <li>▪ 議事仲裁関連の公平競争委員会の設立を模索し、法制的・国際的ビジネス環境を促進</li> <li>▪ 税収、貿易、投融資、グリーン発展等の分野において、信用体系を基礎とした市場改革を推進</li> <li>▪ クロスボーダー政務サービスの円滑化を推進し、交通・通信・情報・決済等の分野において香港・マカオの標準と規則の相互結合を検討</li> <li>▪ 香港・マカオの若者に就業・生活・起業等の分野における利便措置を提供</li> <li>▪ 香港・マカオと国際的高水準の病院と連携し、協力区での機構開設を支援</li> <li>▪ 更なる開放的な海外人材の誘致・管理制度を確立</li> </ul> |
| <b>法定機関の職務体制改善</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 法定機関が政府地域ガバナンスの一部職能を引き受ける体制を推進</li> <li>▪ 条件を満たす香港・マカオ・海外出身の協力区居住者による法定機関での職務就任を研究</li> </ul>   |
| <b>サービス貿易自由化</b>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ サービス業における職業資格・サービス標準等の認証制度の一体化を促進</li> <li>▪ 香港、マカオ所在の大学と国際的知名な大学を誘致</li> <li>▪ 海外市場向けの文化産品開発・創作を支援</li> <li>▪ 香港・マカオ医療機関による進出を支援し、相互連結を利便化した管理体制を構築</li> </ul>   |
| <b>金融開放</b>        | <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 香港金融マーケットとの相互接続、人民元クロスボーダー使用、外貨管理利便化等の領域においてパイロット政策導入を継続</li> <li>▪ 人民元・外貨統一の銀行口座のパイロット政策を展開</li> <li>▪ 条件を満たす金融機構によるクロスボーダー証券投資等の業務を開放</li> <li>▪ 国際保険機構の発展を支援</li> <li>▪ 広東省・香港・マカオが統一したグリーンファイナンス基準の設置を模索し、中国本土企業向けの香港・マカオ市場を活用したグリーンファイナンスサービスを提供</li> <li>▪ クロスボーダー貿易金融、国際支払清算に関する新規制を模索</li> <li>▪ 香港証券取引所前海連合取引センターでの大口商品現物取引を支援</li> </ul>                  |
| <b>法整備関連</b>       | <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 協力区にて国際法律サービスセンター及び国際商事紛争解決センターを建設</li> <li>▪ 協力区での香港法律適用及び香港を仲裁場所として民商事案件を解決できる機制を模索</li> <li>▪ 外国・香港・マカオの弁護士事務所による代表機構の開設を支持</li> <li>▪ 外商関連の案件に対し、香港法律専門家による前海裁判所での出廷を支持</li> <li>▪ 広東省司法行政部門での登記と国務院での備案を前提に、海外でも知名となる仲裁解決機関の設立・業務展開を認可</li> </ul>  |
| <b>グローバル協同参与</b>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 国際ゲートウェイとしての香港を活用し、投資保険等専門サービス分野による協力区企業の海外発展を支援</li> <li>▪ 国際貿易港と自由貿易園區との協力を強化し、クロスボーダー貿易に関するビッグデータプラットフォームを構築</li> <li>▪ 出入境検問所におけるデータ連動・認証書類の相互認可等による地域間・多国間の投資貿易の円滑化を推進</li> <li>▪ 文化領域における対外開放を拡大し、ソフトパワー基地を構築</li> <li>▪ 深圳空港にある出入境検問所にて車両の輸入通関窓口の建設を支援</li> <li>▪ 深圳国際コンベンションセンターを活用し、国際一流のコンベンション主催ブランドを目指す</li> </ul>                                      |

【図表 3】「横琴方案」の内容

| 分野                     | 概要(抜粋)  |
|------------------------|---|
| <b>科学技術・ハイエンド製造業推進</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 急成長する科学技術向けのインフラ施設を建設し、産業・学校・研究機構との協力による先行基地を建設</li> <li>▪ 協力区にて GBA 国際科学技術のイノベーションセンターの建設を推進</li> <li>▪ 集積回路、電子部品、新材料、新エネルギー、ビッグデータ、AI、IoT、生物医学産業を発展</li> <li>▪ IPv6<sup>3</sup>による応用モデル項目、5G、次世代のインターネット産業群の発展を促進</li> </ul> |

<sup>3</sup> IPv6 (Internet Protocol version 6) とは、インターネット通信規格の 1 つである。現在のインターネット環境では「IPv4」という通信規格が基準となっており、IPv6 は IPv4 の次世代バージョンにあたる。

|                                |  |
|--------------------------------|--|
| <p><b>現代金融業<br/>促進</b></p>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 協力区にて中国⇄ポルトガル語圏の国に向け金融サービスプラットフォームの建設を支持</li> <li>▪ 多通貨による起業投資ファンドと PE 投資ファンドの設立を支援</li> <li>▪ 外資によるハイエンド技術産業とイノベーション起業への投資を支持</li> <li>▪ クロスボーダー人民元決済業務を推進</li> <li>▪ イノベーション発展資産管理・ボンドマーケット・融資リース等現代金融業を支持</li> <li>▪ マカオ資本の金融機構による横琴での銀行開設・保険業参入の規制を緩和</li> <li>▪ クロスボーダーにおける車両保険、商業医療保険、信用状保険等の業務展開を支持</li> </ul>                                       |
| <p><b>企業・人材誘致</b></p>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 条件を満たす企業は 15%の企業所得税優遇税率が適用</li> <li>▪ 条件を満たす資本項目による支出は、発生当期に一度のみの税引前の税金控除、または加速償却とアモチゼーションを許可</li> <li>▪ 協力区にて設立した観光業、現代サービス業、ハイエンド技術産業において域外直接投資による所得に対して免税</li> <li>▪ ハイエンド人材・不足人材に対し個人所得税税率は最高 15%</li> </ul>  |
| <p><b>マカオ住民の<br/>生活便利化</b></p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 金融・建設・プランニング・設計等の分野において、条件を満たすマカオ等の域外専門資格人材は協力区にて備案提出後、域外就業経験が域内就業経験として見做される</li> <li>▪ マカオ等域外専門資格を所有する医療領域の人材による域内就業資格の取得を支援</li> <li>▪ 協力区にて起業・就業するマカオ若者に広東省とマカオ両地域における補助制度のダブル享受を推進</li> <li>▪ 協力区にて就業するマカオ市民に対し、マカオにおける個人所得税を超えた部分に対して免除</li> <li>▪ マカオで登録した医薬品と医療器械等が指定の医療機関にて使用可能</li> <li>▪ マカオのモノレールを協力区と珠海範囲まで延長させ、中国本土の交通ネットワークとの連結を支持</li> </ul> |
| <p><b>物・人の出入り<br/>の円滑化</b></p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 「一線」(協力区とマカオの間)を開放し、輸出入貨物における申告手続きを簡素化</li> <li>▪ 横琴における免税・保税不適用ネガティブリストの調整を研究し、リスト以外の品目は免税・保税を認める</li> <li>▪ 「二線」により本土から協力区への貨物貿易は輸出と看做し、増値税と消費税の還付を実施</li> <li>▪ 協力区での加工による付加価値が 30%以上の場合、中国本土に輸入する際の関税を免除</li> <li>▪ 人の出入りに対し「一線」における制限を緩和し、「二線」における制限を廃止</li> <li>▪ マカオ大学横琴キャンパスと横琴出入境検問所との間の専用通路の建設を推進</li> </ul>                                      |
| <p><b>クロスボーダー<br/>金融開放</b></p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 協力区・マカオ・香港オフショア金融市場との連携を強化し、電子監視システムの構築を模索</li> <li>▪ クロスボーダー資本の自由出入りと資本項目の両替規制緩和を模索</li> <li>▪ 新しい外債管理体制の設立を模索し、取引において外債管理体制をパイロット導入し、外債資金の両替の利便化を向上</li> <li>▪ 条件を満たす非金融企業に対し、マクロプルーデンスの管理方式のもと実需に基づいた外債調達<br/>の自由両替を段階的に実現</li> <li>▪ 特長と優位性のある産業の発展を支援し、海外上場とボンド発行等を支持し、送金管理を簡素化させる</li> </ul>  |
| <p><b>市場進出<br/>利便性の向上</b></p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 市場への参入制限を緩和し、ネガティブリスト未記載の業種に対し、原則承認なしで参入を許可</li> <li>▪ 健全な備案制度を確立し、市場主体が相応な要求に承諾すれば、関連資料を提出後投資・経営活動が実行可能</li> <li>▪ 投資者に対し投資貿易展開の要求、持分比率、業種参入等の制限を緩和</li> <li>▪ 協力区における市場参入特別措置の政策を制定</li> </ul>  |

### 3. まとめ

「前海方案」における目新しい施策としては、香港・マカオ・海外出身者による前海法定機関への就任可能や、出入境検問所のデータ連動促進による輸入手続きの円滑化等が挙げられる。これらは過去に発表された「深圳に中国特色的な社会主義先行モデル区を建設するための意見」<sup>4</sup>や「深圳経済特区前海深港現代サービス業協力区条例」<sup>5</sup>でも

<sup>4</sup>詳細は当室作成のニュースフォーカス 2019 年第 10 号 (<https://www.bk.mufg.jp/report/chi200402/NF2019-10.pdf>) をご参照

<sup>5</sup>詳細は当室作成のニュースフォーカス 2020 年第 12 号 (<https://www.bk.mufg.jp/report/chi200402/NF2020-12JP.pdf>) をご参照

言及があったことから、第 14 次五カ年計画に合わせた深圳・前海政策が相次ぐ中、本方案にて従来の政策を改めて整理・統合したものと位置づけられる。香港と前海における規制・体制の相互接続を引き続き目指し、両地域の協働関係をより一層緊密にしたい中国政府の意思と捉えられよう。

「横琴方案」では、新型コロナ禍で打撃を受けたマカオに対して、カジノ収益への依存度が高い産業構造から転換させる方針を示した。広東省政府と収益を共有し、緊密な連携を取りつつ、マカオは単一の収入源に頼らず更なる広い土地で「新技術」、「新産業」、「新業態」、「新スタイル」に注力していくことによって、適度な多元化発展に果たすことが期待されている。

一方、横琴の一部を管轄地としてマカオ政府に委譲する動きがある中、香港に前海の共同管理・行政参画するような要請が見受けられなかったことに対し疑問の声も上がった。これは、横琴の協力を得て産業の多元化発展による経済転換を目指すマカオとは異なり、香港は自身の規制上の優位性を活かしつつ、前海のビジネス環境改善を牽引する役割が与えられているため、土地の行政管轄まで香港政府に委ねる必要性は当面ないと判断されたためであろう。

このほか、香港は土地不足による産業発展や住宅供給等の課題を抱えており、前海協力区の大幅拡大は香港に産業補完の効果をもたらすことが期待できよう。特に港湾やハイテク園区等が今回の前海協力区の拡大対象になっており、規制・体制の相互接続により両地のビジネス親和性が高まっていく中、香港進出企業や人材にとってはより広い土地で活躍する機会が与えられたと言えよう。実際、10月6日に公表された香港政府施政報告では、深圳に隣接する香港北部に300km<sup>2</sup>規模の「北部都会区」を形成する構想が発表され、住宅供給など民生問題の解決を図りながら、深圳と一体となってイノベーション産業を発展させる方針が示された。

また、従来より推進されてきた人民元のクロスボーダー使用も、前海協力区の拡大により更なる開放加速が見込まれる。実際、本方案が発表された同月に「越境理財通(クロスボーダー・ウェルス・マネジメント・コネクト)<sup>6</sup>」と「債券通(ボンドコネクト)」における「南向通」<sup>7</sup>も始動した。今回の方案は、金融開放策のパイロット導入地としての前海を再確認した形であり、今後香港における国際基準との繋ぎ役の重要性は増していくだろう。当室では、金融開放策をはじめ引き続き香港・GBA 関連の政策に注視していきたい。

以上

---

<sup>6</sup>越境理財通(クロスボーダー・ウェルス・マネジメント・コネクト)とは香港とマカオを含めた GBA 地域で個人投資家による金融商品への相互投資を認めるスキームであり、2021年9月10日に施行細則が発表された。

<sup>7</sup>債券通(ボンドコネクト)とは香港と中国本土間の債券市場における相互取引のスキームである。香港の投資家が本土の債券市場に投資する「北向通」はすでに導入されており、本土の投資家が香港の債券市場に投資する「南向通」は2021年9月24日に正式に始まった。

- These materials have been prepared by MUFG Bank, Ltd. (“the Bank”) for information only. The Bank does not make any representation or warranty as to the accuracy, completeness or correctness of the information contained in this material.
- Neither the information nor the opinion expressed herein constitute or are to be construed as an offer, solicitation, advice or recommendation to buy or sell deposits, securities, futures, options or any other financial or investment products. The Bank [MUFG Bank] is a licensed bank regulated by the Hong Kong Monetary Authority and registered with the Securities and Futures Commission to carry out Type 1 and Type 4 regulated activities in Hong Kong.
- All views herein (including any statements and forecasts) are subject to change without notice, its accuracy is not guaranteed; it may be incomplete or condensed and it may not contain all material information concerning the parties referred to in this material. None of the Bank, its head office, branches, subsidiaries and affiliates is under any obligation to update these materials.
- The information contained herein has been obtained from sources the Bank believed to be reliable but the Bank does not make any representation or warranty nor accept any responsibility or liability as to its accuracy, timeliness, suitability, completeness or correctness. Therefore, the inclusion of the valuations, opinions, estimates, forecasts, ratings or risk assessments described in this material is not to be relied upon as a representation and / or warranty by the Bank. The Bank, its head office, branches, subsidiaries and affiliates and the information providers accept no liability whatsoever for any direct or indirect loss or damage of any kind arising out of the use of all or any part of these materials.
- Historical performance does not guarantee future performance. Any forecast of performance is not necessarily indicative of future or likely performance of any product mentioned in this material.
- The Bank retains copyright to this material and no part of this material may be reproduced or re-distributed without the written permission of the Bank and the Bank, its head office, branches, subsidiaries or affiliates accepts no liability whatsoever to any third parties resulting from such distribution or re-distribution.
- The recipient should obtain separate independent professional, legal, financial, tax, investment or other advice, as appropriate.

Copyright 2021 MUFG Bank, Ltd. All rights reserved.